

## ○介護保険料の算定

第3期計画では、制度改正により現在の第2段階を細分化（新第2段階、新第3段階）し、新第2段階の方の負担を抑えています。

また、第2号被保険者数に対する第1号被保険者数の割合が増えたことから介護給付費の負担割合が、第2期計画では18%でしたが、第3期計画では19%とされました。

旧能代市と旧二ツ井町の介護給付費準備基金を合わせて約63,500千円取り崩し、保険料の上昇の緩和に努めています。

これにより、算定される第1号被保険者の介護保険料は基準年額50,400円、月額4,200円となります。

第1段階	生活保護者、市民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者	(基準額×0.50)	25,200円
第2段階	課税年金収入額+合計所得金額≤80万円の者	(基準額×0.50)	25,200円
第3段階	市民税非課税世帯の第2段階以外の者	(基準額×0.75)	37,800円
第4段階	市民税世帯課税で本人非課税の者	(基準額×1.00)	50,400円
第5段階	市民税本人課税で合計所得が200万円未満の者	(基準額×1.25)	63,000円
第6段階	市民税本人課税で合計所得が200万円以上の者	(基準額×1.50)	75,600円

## ○介護保険料の激変緩和措置（平成18年度税制改正影響者に対する緩和措置）

65歳以上の人のうち、前年の合計所得金額が125万円以下の人に対する非課税措置が廃止されることに伴い、税制改正の影響を受ける人の急激な負担増を一定程度に抑えるため激変緩和措置を講じます。

### 対象者

- ①市民税非課税者から課税者になり保険料段階が上昇した人
- ②世帯主又は世帯員が新たに課税者になったことにより、「市民税世帯非課税者」から「市民税本人非課税者」となり保険料段階が上昇した人

- ・第2段階から第4段階に上がる場合

	税制改正前	H18年度	H19年度	H20年度
	第2段階	第4段階	第4段階	第4段階
保険料率	0.50	0.65	0.80	1.00
保険料額	25,200	32,700	40,300	50,400

- ・第3段階から第4段階に上がる場合

保険料段階	第3段階	第4段階	第4段階	第4段階
保険料率	0.75	0.80	0.90	1.00
保険料額	37,800	40,300	45,300	50,400

- ・第3段階から第5段階に上がる場合

保険料段階	第3段階	第5段階	第5段階	第5段階
保険料率	0.75	0.90	1.08	1.25
保険料額	37,800	45,300	54,400	63,000

- ・第4段階から第5段階に上がる場合

保険料段階	第4段階	第5段階	第5段階	第5段階
保険料率	1.00	1.08	1.16	1.25
保険料額	50,400	54,400	58,400	63,000